

# 愛西市農地マッチング支援制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、農地の貸借等に係る情報の収集及び提供を行うことにより、担い手の営農規模の拡大並びに新規就農の促進を図り、耕作放棄地の発生防止・解消に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録農地情報 貸出等を希望する農地の所在、地目、面積、希望賃料、耕作状況、現況写真等の情報
- (2) 登録者情報 貸出等を希望する農地の所有者等の住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (3) 借受希望者情報 農地の借受け等を希望する者の住所、氏名、連絡先、借受希望条件等の情報で、個人が特定されるもの
- (4) 農地マッチング支援制度 登録農地情報を公開し、農業を営むことを目的に農地の借受を希望する者に対し、紹介をする制度をいう。

## (農地の登録等)

第3条 農地の登録を希望する者（以下「登録者」という。）は、農地マッチング支援制度登録申請書（様式第1号）を愛西市農業委員長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、登録農地情報及び登録者情報を農地マッチング支援制度に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地マッチング支援制度に登録することができない。
  - (1) 申請が農地の所有者以外の者から行われたとき。
  - (2) 申請の対象となる農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は共有者がいる場合で、その者の同意がないとき。
  - (3) 農地の登録を希望する者が、登録に係る農地を相続人として管理している場合で、他の相続人からの同意がないとき。
- 3 会長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を農地マッチング支援制度登録完了通知書（様式第2号）により登録者に通知するものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者で、当該登録事項に変更があったときは、登録農地情報変更届出書(様式第3号)により会長に届け出なければならない。

(農地マッチング支援制度の登録の抹消)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録農地情報および登録者情報を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録農地情報抹消届(様式第4号)の提出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると会長が認めるとき。

(登録農地情報の提供)

第6条 登録農地情報は、愛西市農業委員会及び市ホームページで公開するものとする。

(借受希望者の資格)

第7条 農地マッチング支援制度に登録された農地(以下「登録農地」という。)の借受け等を希望する者(以下「借受希望者」という。)は、耕作する農地を適正に管理することができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定により許可することができる見込みがある者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく利用権設定ができる見込みがある者
- (4) 農地所有者の指導のもと、継続的に農作業を行うことができる見込みがある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認めた者

(借受希望申請)

第8条 借受希望者が登録農地を利用しようとするときは、借受希望申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(借受希望者情報の通知)

第9条 会長は、前条の申請があった場合は、借受者情報提供通知書（様式第6号）により、登録者に通知するものとする。

(協議)

第10条 登録者は、前条の通知を受けた後、登録者及び借受希望者（以下「当事者」という。）で貸借等に関する協議を行うものとする。

2 協議に関する一切の紛争は、当事者間で解決するものとする。

(法令の手續)

第11条 前条第1項の規定による協議が行われた当事者は、速やかに農地の貸借等に必要な農地法などの法的手続を行わなければならない。

(協議結果の報告)

第12条 借受希望者は、第10条第1項の規定による協議が行われた場合は、貸借協議結果報告書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(農地の維持管理)

第13条 登録農地に関する貸借等が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(情報の管理)

第14条 第2条各号に掲げる情報は、愛西市農業委員会が管理し、愛西市産業建設部産業振興課及びあいち海部農業協同組合に提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 当事者は、農地マッチング支援制度における個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を棄損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に破棄すること。
- (4) 個人情報の漏洩、棄損又は滅失等の事案が発生した場合は、会長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(様式)

第16条 この要綱の施行に関し必要な様式は、会長が別に定める。

(適用上の注意)

第17条 この要綱は、農地マッチング支援制度以外による農地の取引を妨げるものではない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。